

第11回「国と地方の協議の場」終了後の
地方六団体会長共同記者会見
概要

日時：平成17年10月26日（水）10:00～10:40

場所：都道府県会館6階知事室

会見者：全国知事会会長	麻生	渡
：全国都道府県議会議長会会長	島田	明
：全国市長会会長	山出	保
：全国市議会議長会会長	国松	誠
：全国町村会会長	山本	文男

麻生全国知事会会長

冒頭、細田内閣官房長官から、政府部内では各省に検討を指示し、案の策定作業をとりまとめているところであるが、昨年とあまり変わりがないようだとの話があった。そして、今日は直接各省から説明があって、その後、地方側の意見を聞くということで会合が行われた。

文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、環境大臣の6大臣からペーパーが提出され、各省の立場についての説明があった。色々努力をしているとのことであったが、冒頭、官房長官から話があったように、具体的な話になるとほとんど見るべきものがないという現状であった。

その後、地方側から意見を申し上げた。私の方から総括して申し上げると、第1点は、昨年の3兆円を税源移譲をするという方針の下で、地方側に案を作れと言われ、我々は非常に苦労して3兆円強の地方六団体の案を作った。それに基づき国と協議をして、2兆4千億円の内訳は決まったが、残り6,000億円は決まっていない状態である。それを今年に持ち越しているので、6,000億円についてもう一度案を作れということで、我々は苦労して再度6,000億円の案を取りまとめた。なぜ2回案を作らなければならないのかという意見はあったが、事態を打開するためにもう一度作った。是非この案の実現を図ってもらいたいし、この改革自体が、総理大臣の「国から地方へ」、「地方にできることは地方に」という2大改革の一つである。国会の場においても、「国と地方の協議の場」においても、地方案を尊重してやっていくということを行っている。是非この地方案を尊重してもらいたい。

2番目に、残り6,000億円を達成しようとする、施設整備の補助金をやらなければならない。是非、この施設整備を対象に加えてもらいたい。そもそも施設をどこに、どのように街をつくるかということは、国が判断するようなことではない。それぞれの地域によってやっていけば良いことである。

3番目の点は、交付金化によって使い勝手を良くすると言われているが、実態は、そうっていない場合が多い。本質的には、これは補助金適正化法の対象になる。補助金等というのには交付金は入ってくる。交付金の基本的な性格は、補助金と変わらない。何のための補助金か、交付金か、それに対してどのような条件で使って良いか、具体的な適用等の中身を決めなければ、補助金等の適正化法の対象なので、動かせない金なのである。したがって、所詮は国の設定した目標と使い方の枠内の話になってしまうのである。本質的な改革になっていない。

それから、今回の分権改革というのは、二重行政を廃することである。例えば、地方のどこの部分でバリアフリーをするか、どこに朝市をつくるのか等は、地方で判断することである。地方で判断して国でもう一度判断するという事になっているから、膨大なやりとりと人員を要しているのである。こういったことは、一挙に判断権を地方に移すべきであり、これによって、国全体の簡素化を図れということを行っている。こうした観点からも、交付金化というのは目的に沿っていない。

生活保護については協議をやっており、協議の中で生活保護の増加原因は、社会的要因であるということが明確になった。地方が恣意的にやっていることではない。いわんや、負担率を下げるということは、前提としないということになっているのだから、そういうことをやらないように、生活保護は入れるべきではないということを経三強く申し上げた。

最後に、文部科学大臣は、一步も今のことを変えないということをしており、一方で、改革をやらなければならないということを行っている。改革をやらなければならないという一方で、一步も変えないというのでは改革にならないのではないだろうか。我々が求めているのは、良い教育をしようということであり、その場合に全国一律教育ではなくて、地方の教育力を活かした教育のやり方をしようではないか、そのためには地方に財源を移してもらいたい。また一般財源化というのは、今に始まった話ではなく、何十年間もやってきて、最後に教職員の給与が残っていて、これをやりましょうということをして申し上げた。

11月2日には人事が行われると言われているが、人事の後にまた新しくやるということではいかんということで、現陣容で思い切って進んだ方針を決めておくべきであり、それでやってもらいたいということを強く申し上げた。

これに対して、官房長官は、文部科学大臣と厚生労働大臣に対してだけコメントする時間を与えた。厚生労働大臣は、微妙なことを言っていた。時間があればもう一回反論したかったところであるが、厚生労働大臣は、「協議は協議でやっている。」と、「しかし、これは将来にわたっての制度の改革をどうするかという問題である。」と。ところが、三位一体改革の問題もあるから、「三位

一体についてどうするかは、今、厚生労働省で案を作っているから、それを出していく。」と言う。これでは、何のために協議をしているのか訳が分からない。

それから文部科学大臣は、中央教育審議会の委員の数について、こちらが言った数が間違っているとか、あまり本質的ではない話を反論めいた形でしていた。

それから官房長官から、現体制で方針を作るということを非常に明確に言っていた。方向はきちんと出していくということをやっていたので、その作業を集中的に、官邸を中心に進めるのではないかと、期待できるのではないかと思う。

山出全国市長会会長

本日も、今までと同じことの繰り返しであった。関係大臣から話を聞くということで、補助金についての改善案というのは全く見られなかった。三位一体改革というのは、閣議の決定事項であり、また政府・与党の合意事項であり、そういうことを守らない態度というのは、我々自治体では考えられない。麻生会長が言われたとおり、義務教育にかかる経費というのは、一般財源化への長い過程があるわけで、その過程の中で、なおかつ義務教育というのは自治事務であり、義務教育に投じている国のお金は3分の1に過ぎないという現状を踏まえて、大きい視点と長い時間的経緯の中で、義務教育費国庫負担金の一般財源化を我々は申し上げている。決して、突如として言っている訳ではない。我々は何でもかんでも地方にという言い方をしている訳でもない。ゆとり教育から学力向上ということを書いているが、実際にそれをレイアウトするのは教育現場なのであり、そういう大枠のところをきちんとやってほしい。カリキュラムや授業時数をどうするか等は、こちらに任せて欲しいという趣旨をもう一度申し上げた。中央教育審議会の構成そのものもよく分からない、もともと地方の代表というのは入っていない訳であり、そう申し上げたら、入っていると言う。確かに学校の先生の代表みたいな人は入っているが、私が言うのは、やはり任命権を持つ立場、給与を支払う立場、地域の行政を担当している立場の人を入れなければ嘘だということを申し上げた。

厚生労働省に対しては、やはり生活保護であって、色々なことが言われている訳である。住宅扶助をなくしたら良いというようなことも言われているわけであるが、私の考え方は被保護者が住んでいる、住んでいるというのは、屋根の下に住んでいるわけだから、住宅扶助を生活保護からはずすというくらい理屈に合わないことはないという思いがある。

医療扶助、お金がかかるから健康保険の中に国保の中に入れればよいという考え方があるが、医療扶助というのは生活扶助の一つの内容をなすものであって、それを保険の領域である国保の会計にぶち込むというのは、論理として分

からないということを申し上げた。4分の3という現行の国の負担割合というのは、小泉総理大臣が厚生労働大臣であった時に決められた訳で、重く受け止めて欲しいという思いがある、

それから、北側国土交通大臣から低所得者の公営住宅は、国の責任であるという発言があったが、そのことについて、もしも厚生労働省が住宅扶助をなくせということがあったら、北側国土交通大臣が話されたことと論理が合うのだろうか、内閣の中で論理が合うのかということをお願いした。私は、このことは国土交通省の考え方が正しいとかそういうことを言っているのではなくて、論理としたら分からないという気持ちで申し上げたのである。いずれにしても、政府と大臣とお役人はもっと謙虚であってほしい。何も出てこないというのは、極めて遺憾であると思っている。

山本全国町村会会長

文部科学省については、途中で変身をした。中央教育審議会では、最終的には両論併記でいこうということであったが、途中で変わった。今日なぜ変わったのかということをお聞きしたのだが、極めて不愉快な話であるが、感情論である。官邸が言うから反対したんだと、こういう事である。学校教育の問題をそういう感情的なもので考えるのはどうかと、方針を決めるのはどうかと思う。省益を考えた感情論で物事を処理しようとするやり方は、近代的ではないと思う。文部科学省はやはり大転換をしてもらわなければ、これからの日本の将来は危ういと思う。感情論でものごとを処理していくのはもってのほか。中教審は途中までは両論併記でいくとしていたが、最終的になって転換して多数決で踏み切ってしまうとなった。これで良い教育というのができるのだろうか。

今日最後の中央教育審議会になるが、おそらくこの前の義務教育特別部会で決めたとおりに話が進んでいくような方式でやっていくのだろうと思うが、私たちは最後まで8,500億円を地方へ移譲するということが主張していくつもりだ。

それから、厚生労働大臣は、生活保護について三位一体改革に乗せられないというのである。私は、厚生労働省が6,000億円の中で大半を占めていることは事実であると思う。各省の中で一番多く12兆円くらい補助金・交付金を持っているわけであるからこれはやむを得ないと思う。今、厚生労働省がやっている補助金・交付金の中で地方に移した方がより効果的だということがある。公立保育所は全部移してしまったわけであるが、私立保育所はそのまま残っている。これは与党との話し合いで、現状のまま5年間延長するということを決めてあるからそれにこだわっているのである。しかし、今やそういう時代ではないと思う。だから、今、全額国が負担しているわけであるが、これを3分の1ずつの負担にしていけば少しは、3,000億円あるから、1,000億円ずつで、2,000

億円は地方に移譲していくことになるので、そういうことを考えてやればいと思う。厚生労働省の持っている補助金・交付金の中には、地方に移した方がより効率的になるものがある。大臣には、事務当局に命じてそういうものを探して、それらを地方に移したらどうですかということを上上げた。最後まで、今の生活保護については、大臣はこだわっているようだ。

国松全国市議会議長会会長

議長会の発言の場というのはほとんどなかったが、中山大臣の発言を遮って一言だけ言わせていただいた。文部科学省が出したペーパーがあって、市町村議会の約3分の2が国庫負担堅持の意見書を提出と書いてあったが、これはでたらめであり、市議会議長会で言えば、平成17年度のみで出した市町村313という数字が出ている。これは市議会だけでも、この数字より1議会多いわけであり、また町村議会のデータはどこにいったのだろうかという不信感がある。さらに義務教育費国庫負担金制度関連の意見書の中身を見てみると、財源を確保してくれとなっており、何も国庫負担を堅持してくれという表題はとっているが、財源を確保してくれればそれで良いよという意見書もある。もっと言えば、この義務教育費国庫負担というのは都道府県であって、市町村議会、市町村に対してはあまり影響がないという言い方をしてなんなんだが、そういうところがあって、市町村議会としては都道府県にお任せしたいという議会もかなりある。さらに言うと、三位一体改革の関連で、7割以上が早期実現という意見書を出しているというこの数字を上上げた。

実は、藤沢市に文部科学省の方が、義務教育費の国庫負担堅持の公聴会なんかで来たらしいが、そこに出席していた方の話を聞いたのだが、地方は能力がないという話を堂々と市民の前で言ったそうである。まさにここに今国と地方の意見の齟齬が生じているのではないかなと思う。今文部科学省が、大きな課題になっているが、第2期改革の中では、3執行団体の方が言っているように、厚生労働省、国土交通省とこれをやっていかなければならない。大変大きな壁なのではないかなと危惧する。

島田全国都道府県議会議長会

本当に会議そのものは、地方と国との協議の形態にはなっておらず、まさしくやりとりの場みたいになり、感情論が向こうの方に出ており、冷静なのはこちらの様な感じがした。本当に各大臣は感情的になっていた。これは、改革に対する各大臣のガス抜きではなかったのかなと思う。三位一体の改革について、地方はもう既に本当に動き出している。その対応に少しも応えようとしない態度は、地方に不信感を招く。地方の方は、どんどん動いているように思うのに、政府はやるやると言ってやらない。そして、今度は各大臣からゼロ

回答。その上、それらに対する作業は全部6団体にさせている。市町村合併もそうである。万が一ここで、政府がやめるよと言い出したら、地方はどうなるのか。三位一体改革もそのとおりである。各大臣の発言は改革を今やめるということだが、そんなことがあったら本当に日本の国は大変である。私は各大臣のガス抜きであったらよかったなと思う。

- - - - - 質疑・応答 - - - - -

A社

生活保護に関する厚生労働大臣の説明について。

麻生全国知事会会長

生活保護に関する協議で、制度のあり方を議論していると。一方で、三位一体については、三位一体として議論を進めなければならないので、三位一体に対する案として、厚生労働省の案を持ち出したいと。そのように言っていた。

A社

それは生活保護についてか。

麻生全国知事会会長

生活保護についてである。とんでもない話である。そしたら何のために、あんなに我々は国と協議しているのか。制度論についてはなしで、地方負担を増やすとか、非常におかしな話である。制度論と原因論、それに対応していく制度の改善論を抜きに三位一体改革の案を持ち出してくる等と言っていたが、非常におかしなことを言っていると思う。

A社

それは三位一体改革に対しての対案を出してくるということなのか。

麻生全国知事会会長

三位一体用の生活保護関係の改革案ということではないだろうか。そうしたら、今まで何のために協議をしてきたのか分からなくなる。一方で、協議の場では、制度論をやらなければならないと。制度論をやると言いながら、改革案を別途出してくるというのはどういうことなのだろうか。

A社

今日の午後、中央教育審議会の答申が正式に出ると思うが、文部科学大臣は具体的に義務教育について、何か言っていたか。

麻生全国知事会会長

義務教育費国庫負担金について、小学校と中学校を分けるのはおかしいのではないかと、税源移譲した場合に地方交付税は、安定した財源として確保できるのか、今の国庫負担金制度を堅持した方が安定した財源になるのではないだろうか、教育について、一般財源化しなくても色々自由度を高めているから、それでやれば良いのではないだろうか、地方の中でもみんなが賛成しているわけではないではないかと、以上のようなことを言っていた。要するに今の2分の1という制度は守らなければならないということである。

A社

具体的にコメントしたのは文部科学大臣と、厚生労働大臣だけか。

麻生全国知事会会長

全員一通り話があったが、特にその中で私の方は、特に全部に対してコメントする時間がないので、特に一般的には我々の案に基づいてやってくれと、できてないのは遺憾であるということと、その場合のやり方として特に6,000億円の場合には施設費をやらなければいけないのではないかとということと、交付金は改革になっていないので税源移譲でやってもらいたいということと、生活保護は我々の案に入っていないけれども、尾辻厚生労働大臣のペーパーの中で生活保護が参考みたいな形で書いてあり、協議の場でやっているということで、これは我々の案に入っておらず、入れるべきではないし、そもそも3分の1という負担率の変更をしないということを再三にわたって確認した上で、協議を始めたのではないかとということ申し上げた。

一通りあった後に、個別具体的な大臣に対しての我々の集中的なコメントは、尾辻厚生労働大臣と文部科学大臣である。そういうこともあったから、両大臣に一言だけということになった。いちいち言うときりがないので、一般的な考え方は我々の案に基づいてやるということを求めた。

B社

中央教育審議会や国と地方の協議の場の雰囲気を見て、今後の主張の仕方や対策について考えは。

麻生全国知事会会長

中央教育審議会は山出全国市長会会長が言ったように、今日の中央教育審議会でも主張するが、我々の意見を取り入れて欲しいと。しかし、義務教育特別部会の模様で、日が経つごとに少数意見を消していった課程、最後は2分の1まで明記したと、そして多数決で押し切っていったということをやったので、

今日の総会でそのような態度が変わるということは非常に期待が難しいのではと思う。そういうことからして、あのまま案になるのだろう。案になるというよりも自動的になるのだろう。

山本全国町村会会長

そのとおり。文部科学省の中央教育審議会運営規則よると、審議会があらかじめ決める事項については、部会で決定したものは、そのまま中央教育審議会の議を経ないで審議会の議決とするということになっている。そういうことを聞いたことがある。よって特別部会で多数決で決定したのだから、報告だけで終わるということになり得ないか。

麻生全国知事会会長

そういうことになると予想している。それに対して、結果を見た後、地方六団体としての緊急声明を出す。後は、中央教育審議会の議論は終わるので、後は三位一体改革の全体を見て、どのようにやっていくか、政府と我々の協議の場で決着をしていく。ここが今後の議論を進めていく決定をしていく場所になると考えており、その方向で進めていく。

C社

タイムリミットの11月の末まであと1ヶ月くらいであるが、現段階でほとんど進展がないが、この先の協議の見通しと期待について。

麻生全国知事会会長

第1点は、官房長官に特に我々は現陣容で方向を出すということを強く求めた。それに対して、現陣容で進めると官房長官が明確に言った。したがって、内閣改造人事まで来週までに一歩進めた方針が出されるということを強く期待している。陣容が変わったところで、これは総理大臣は改革を進めなければならないという人事を考えており、またそうしなければならないと思う。この三位一体改革をはじめ、改革課題を抱えている。これを進める改革内閣としての人事を作られると思うから、人事が新しく決まり次第速やかに協議をするよう申し入れる。また速やかに、早急に残されている政府内調整を進めるよう求めていく考えである。協議の場が開かれる前に早くやってほしいということは催促していく。

C社

次回の「国と地方の協議」はいつ頃になるか。

麻生全国知事会会長

次回の「国と地方の協議の場」については、いつやるという話は出ていない。見通しも出ていない。踏み込んだ方針を出そうという官房長官の話であるので、そのような方針を受けて、人事が行われた後に、協議を開いた方が効果的であると思う。いつやるかということはまだ調整もしていない。

A社

義務教育について、これまで総理大臣は強く地方に立ったような感じであるし、自民党の反応もどちらかということと地方にと言う感じがあるが、最後は政治決着になると思うが、その辺の自信について。

麻生全国知事会会長

当然 8,500 億円をやらなければならない。8,500 億円やらないということになれば、三位一体改革は壊れてしまう。ということは、内閣が進めている三位一体改革は出来なくなる。しかも、一般財源化の話も突然言い出した話ではなく、昭和 60 年以降色々な経費を少しずつ一般財源化した。一番最近は、教職員の退職金の一般財源化である。あと残っているのは、教職員の給与だけである。これとて自治事務なのであるから、本質的には一般財源化しなければならないのである。むしろ今まで文部科学省は一般財源化しようじゃないかと、我々の方が退職金なんてもらったら大変だなと、だけど考えによっては NO というわけにもいかないということで、退職金の一般財源化を受け入れた。だからなぜ突如として、最後の残った教職員の給与を一般財源化すると言ったら、えらい教育の根底を覆すようなことになってしまうのか、どういう勘違いをしているのだろうか。結局、中央教育審議会の先生方は、義務教育の費用がどういうことで賄われてきたのか、現実に、3分の2以上は地方側のお金で賄われてきており、比率も増やしてきている、財政のことを知らないのである。突然、財政の話になってしまったものだから何か変化があったら大変だと。本来、この方々は教育論の専門である。財政論をやっても非常に分からなくなって、とにかく現状が良いと、こういうことになってしまっているのだろう。

以上